

東大和市発注工事における現場代理人の兼任について

東大和市では、市発注工事における現場代理人の常駐義務期間の緩和について、平成28年10月1日から実施しております。

また、平成28年度から現場代理人の兼任について、要件を定めて認めています。
このことについて、下記のとおりお知らせします。

記

1 現場代理人の兼任を認める要件

次のいずれにも該当する工事については、現場代理人の兼任を認めます。ただし、1人が兼任できる工事は2件までとします。

- (1) 兼任しようとする工事請負金額がいずれも4,500万円（建築一式工事の場合は、9,000万円）未満であること。（※令和7年2月1日以降、上限額を4,000万円未満から4,500万円未満に引き上げ、合計額ではなく工事1件当たりの額に変更しています。）
- (2) 工事現場は、いずれも東大和市内であること。

2 現場代理人の兼任を認めない要件

次のいずれかに該当する場合は、上記にかかわらず現場代理人の兼任を認めません。

- (1) 発注図書等において、兼任を認めないことを明記している場合
- (2) 東大和市以外の発注する工事において兼任が認められていない場合

3 手続方法

兼任を希望する受注者は、落札後又は他の発注者との契約締結後、速やかに現場代理人兼任届（様式）に兼任する工事の受注金額のわかる契約書の写しを添えて工事主管部署に提出してください。

4 遵守事項

受注者は、兼任をさせるにあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- (1) 兼任するいずれかの工事現場に駐在すること。
- (2) 東大和市発注の工事については、1日1回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理を行うこと。
- (3) 兼任に係る監督員と確実に連絡が取れ、緊急時には工事現場に急行できる体制を確保すること。
- (4) 不在となる工事現場については、安全管理及び住民対応等の体制を確保し、工事現場の運営及び取締りに支障を生じさせないこと。

5 その他

その他の事項については、東大和市工事請負契約における現場代理人の兼任に関する基準をご確認ください。

お問い合わせ先

東大和市総務部契約検査課契約係

042-563-2111 内線1342